

西東京市子育て支援計画策定委員会 委員名簿（10人）

公募による市民 4人

氏 名	備 考
あんど う たかお 安藤 隆夫	
かたやま ますみ 片山 真澄	
たけだ みゆき 武田 幸	
ふるしょう まゆみ 古荘 真弓	

学識経験者 6人

氏 名	備 考
ありさわ たづこ 有澤 多津子（副委員長）	（前）西東京市立保谷小学校長
かわまた きょうこ 川又 協子	東京都多摩小平保健所
たぐち やすゆき 田口 康之	西東京市立保谷中学校長
でがわ りさこ 出川 聖尚子	白鷗大学女子短期大学部非常勤講師
ほんま たかこ 本間 孝子	西東京市主任児童委員
もりた あけみ 森田 明美（委員長）	東洋大学教授

（アイウエオ音順、敬称略）

西東京市子育て支援計画策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市の子育て支援策を総合的かつ計画的に推進するため西東京市子育て支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、西東京市の子育て支援計画策定のため、子育て支援に関する課題について調整及び決定を行い、その結果を市長に報告する。

第3 組織

委員会は、委員10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 6人以内

第4 任期

委員の任期は、任務が終了するまでとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、部会を設け、必要な事項の調整及び検討を依頼し、報告を求めることができる。

第8 報償

委員が委員会に出席したときは、報償を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。